

令和8年8月20日	
連絡票	
送付先 業者各位	発送元 〒154-8532 東京都世田谷区池尻1-2-24 自衛隊 中央病院 会計課 契約班 横山 TEL 03-3411-0151 内線 6156 FAX 03-3411-0673 E-mail fin-c-hosp@inet.gsdf.mod.go.jp
用 件	オープンカウンタ方式見積依頼について
調 達 要 求 番 号 : 61331AS0038 件 名 : 温水用補給水配管補修 履 行 期 限 : 令和8年12月25日 市場価格調査表（御社様式の見積書）の提出について <u>令和8年8月31日 10:00まで</u> 市場価格調査表（御社様式の見積書）は<u>メール、FAX、郵送等</u>により 提出期限までに提出をしてください。 積算資料のご提出を依頼させていただくことがございます。 官書式見積書（別添の見積書）の提出について <u>令和8年9月2日 15:00まで</u> 別添の見積書を使用します。 見積書の金額は消費税抜きになります。 見積書の提出は、<u>メール、FAX、郵送等</u>により提出期限までに提出をしてください。 見積日時について <u>令和8年9月3日 10:00</u> 上記の提出書類に関する問い合わせについて 総務部 会計課 03-3411-0151（内線6156） 担当 横山 仕様書・現場確認に関する問い合わせについて 総務部 管理課 03-3411-0151（内線6187） 担当 高野 契約関係書類について 自衛隊中央病院のホームページからダウンロードできます。 ホームページアドレス http://www.mod.go.jp/gsdf/chosp/fin/index/html	

見 積 書

件名リスト一連番号	292
-----------	-----

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
温水用補給水配管補修	仕様書のとおり	ST	1		
以下余白					
納入（履行）場所	自衛隊中央病院		納 期 (履行期限)		令和8年12月25日
契約保証金	免 除	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年9月3日

契約担当官自衛隊中央病院

会計課長 山村 剛 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること

見 積 書 記 載 例 (参 考 押 印 省 略)

件名リスト一連番号	292
-----------	-----

見積金額¥ 100,000
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
温水用補給水配管補修	仕様書のとおり	ST	1	100,000	100,000
以下余白					
納入（履行）場所	自衛隊中央病院		納 期 (履行期限)		令和8年12月25日
契約保証金	免 除	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年9月3日

*押印を省略する場合は、担当者氏名、連絡先を記載
(中央病院としては押印省略を推奨しております)

契約担当官自衛隊中央病院
会計課長 山村 剛 殿

住 所 東京都目黒区上目黒〇丁目〇番
会 社 名 株式会社 〇〇〇〇
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
担当者名 〇〇 〇〇
連 絡 先 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること

自衛隊中央病院仕様書				仕様書番号 CH-KS-047 令和8年8月5日 61331AS0038 総務部管理課
温水用補給水配管補修				
作成年月日				
調達要求番号				
作成部課名				
1 概要				
(1) 配管（ピンホール）の補修				1式
(2) 産廃処理				1式
(3) その他				1式
2 役務期間 契約締結後～令和8年12月25日（金）				
3 役務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 陸上自衛隊三宿駐屯地 自衛隊中央病院10階（機械室）				
4 一般事項				
(1) 総 則				
本役務は、本仕様書による他、次に示すもの及び関係法令等に基づき実施すること。				
ア 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）現行版				
イ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）現行版				
ウ 機械設備工事監理指針 現行版				
エ 建築保全業務共通仕様書 現行版				
(2) 作業時間 本役務は原則として、平日の9時から17時までの間で実施すること。やむを得ず土、日、祝日及び時間外の作業が必要となる場合は、事前に監督官と協議すること。 ただし、特記事項に記載のある場合についてはこの限りではない。				
(3) 質疑等 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督官と協議すること。				
(4) 使用資材 本役務に必要な資材、消耗品等はすべて請負業者において用意すること。				
(5) 電気及び水道の使用 本役務で使用する電気・水については、請負業者において用意すること。駐屯地内の電源・水源から取得する場合は、使用量が分かるようにメータを設置すること。終了後、官側より請求を行う。清掃等に使用する必要最低限の電気・水については、官側から提供する。				
(6) 喫煙所の使用 駐屯地内は、指定場所を除き、全域禁煙とする。詳細は監督官の指示による。				

(7) 軽微な変更 作業に際して、現場の納まり状況等により軽微な変更が生じた場合には、監督官と協議の上、その指示に従うものとする。なお、この変更等に伴う請負金額の変更及び納期の変更については行わないものとする。	(8) 役務写真 役務写真については、役務前、中、後を工程毎に努めて同じ角度からブレ等が無いように撮影する他、隠蔽となる部分及び材料搬入状況（※数量及び規格等が判別可能なもの）、廃棄物処分状況、監督官が指示する部分等の実施状況を撮影し、完了後、関係書類とともに完了検査前までに整理し監督官へ提出すること。	(9) 打合せ 期間中に調整を実施した内容について、打合せ簿を都度作成し、相互に確認すること。軽微な変更があった場合にも作成すること。	(10) 安全確保 建築基準法、労働安全衛生法及びその他関係法令に基づき、常に作業の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。	(11) 発生材の処理 本役務で撤去する金属製（鉄・銅・ステンレス等）の廃材については、発生材調書を作成及び提出するとともに、官側の指定する場所に集積すること。	(12) 産業廃棄物の処理 撤去した廃材（鉄くず以外）は、産業廃棄物として請負業者において適切に処分すること。処分の際は、産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写しを納期内に提出すること。	(13) 工程監理 作業を適正且つ円滑に実施する為、請負業者は監督官と常に連絡を取り、施工方針及び条件等の疑義を正すものとし、その打合せ内容については、その実施の都度、請負業者が打合せ簿（官側指定様式）を作成し、相互に確認保存すること。	(14) 提出書類 ア 請負業者は契約後速やかに施工計画書を作成し、提出すること。（様式随意） イ 官側の示す様式により、監督官の指示するものを遅滞なく作成し、提出すること。	(15) 本仕様書に記載なき事項であっても、当然実施すべき箇所については、実施すること。	5 施工
(1) 技能資格者等 作業の実施において、法令又は製造業者等の品質保証上、有資格者又は技能者による施工が義務付けられている作業については、有資格者により作業を行うとともに、資格書等の写しを提出すること。									
(2) 完成検査 全ての作業が完了した後、監督官へ完了届を提出し、検査官の完成検査を受けること。完成検査については、完成物件の確認及び関係書類の確認を実施する。									

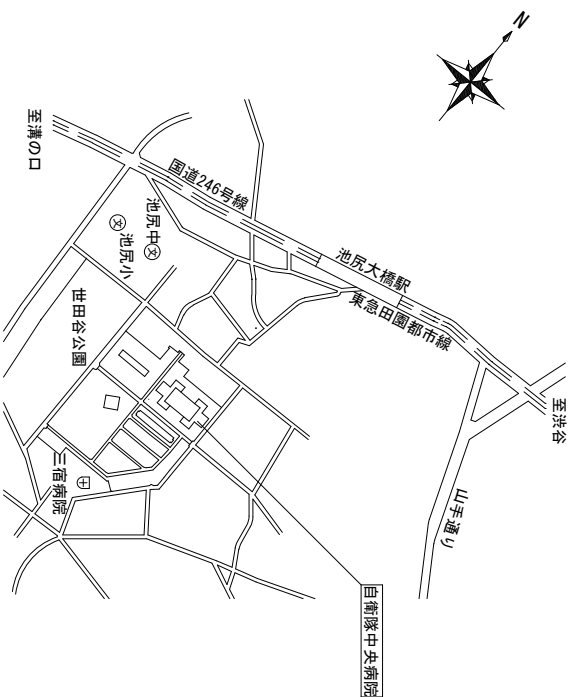
件 名	温水用補給水配管補修	縮 尺	図 示
図面名称	仕様書	図面番号	1/4

6 特記事項

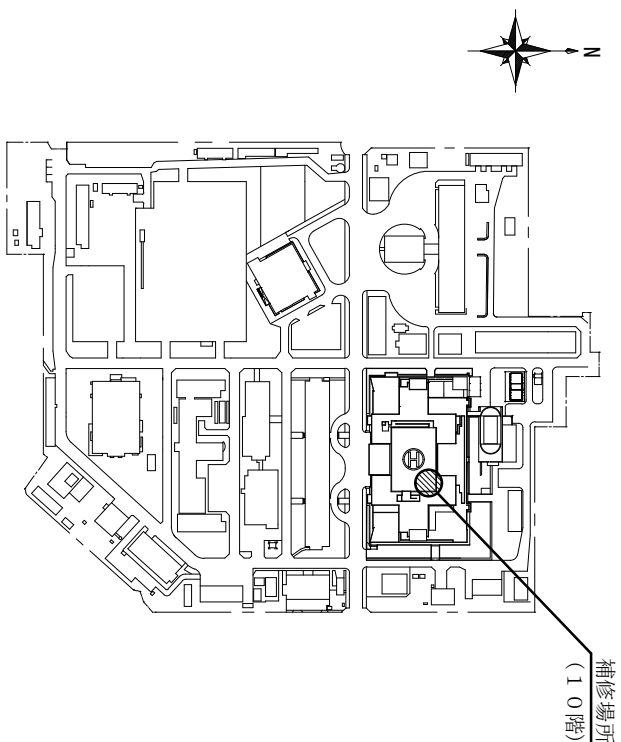
- (1) 本役務は、作業日程が決定次第速やかに実施すること。
- (2) 本役務対象外で異常を発見した場合は、速やかに監督官に報告し、参考見積を提出すること。
- (3) 本役務内において施設に支障をきたすことがある場合、事前に監督官に報告しどのように処置するかを協議すること。
- (4) 新設配管は、フランジ溶接接合とし、漏れの無いように施工すること。

7 その他

- (1) 本役務内で騒音を伴う作業が発生する際には事前に監督官と協議を行い、日程調整すること。
- (2) 施工完了後、清掃を実施すること。
- (3) 本役務で使用する資材は仮設材以外すべて新品とする。
- (4) 発生材の重量及び寸法は、請負業者において計り等を用意し計測すること。
- (5) 院内では常にマスクを着用すること。
- (6) 請負業者は駐屯地内滞在中、役務件名、業者名等を明記したもの（腕章・名札等）を常に着用すること。腕章等は、請負業者において用意すること。
- (7) 本役務内で施工した範囲の補償期間は役務完了日から1年間とする。
- (8) 本役務内で火気を使用する場合は、事前に火気使用申請（官側指定様式）を提出すること。
- (9) 役務範囲外について損傷した場合は、請負業者の責任において速やかに現状復旧すること。
- (10) 本役務で使用する資材についての出荷証明書を遅滞なく提出すること。



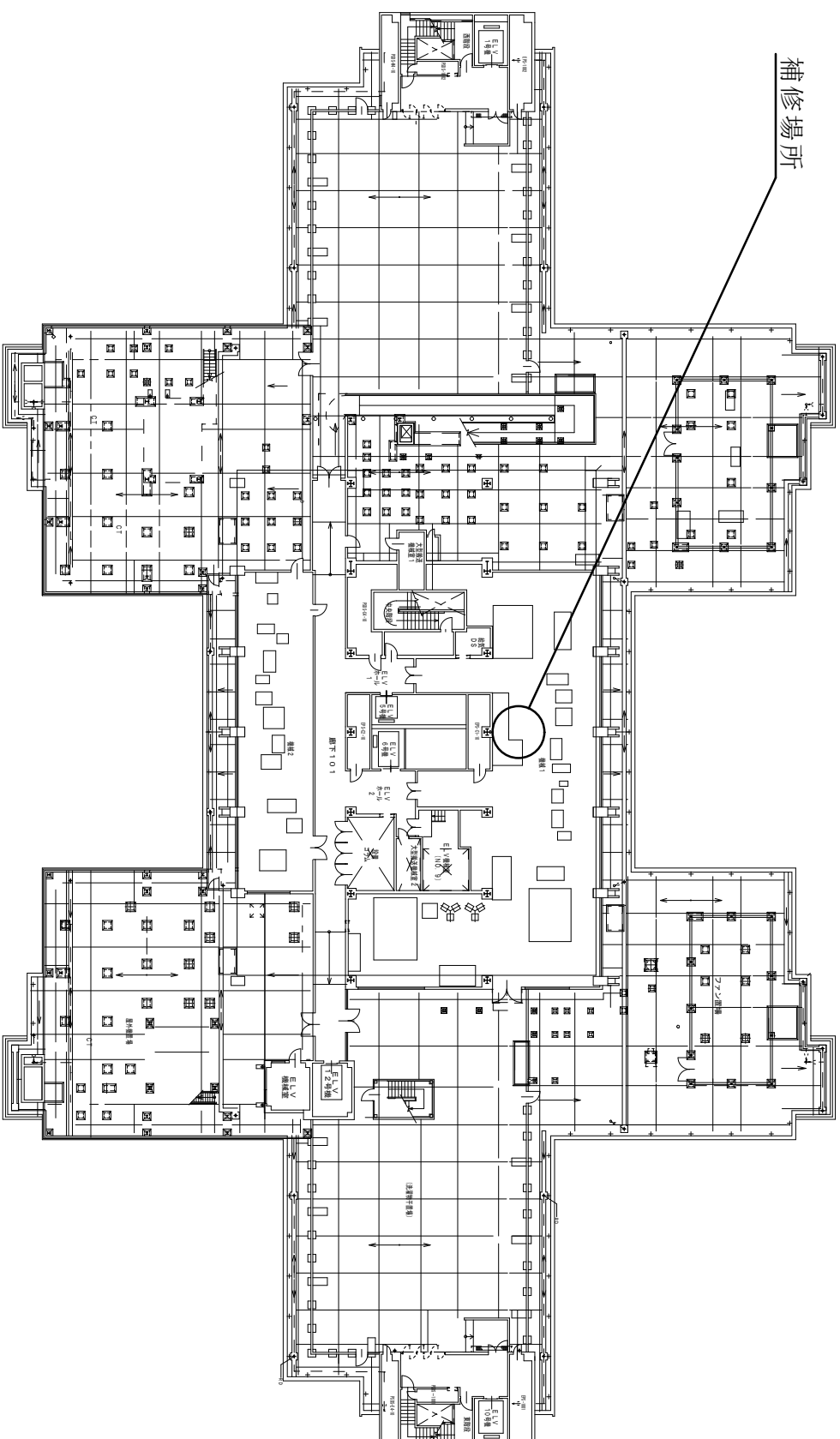
案内図 S=1/X



配置図 S=1/X

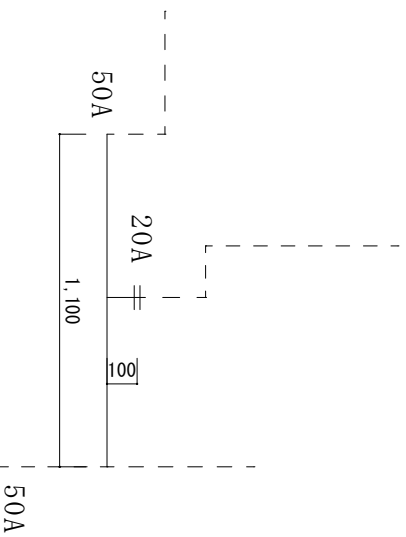
件名	温水用補給水配管補修	縮尺	図示
図面名称	仕様書、案内図、配置図	図面番号	2/4

10階平面図



件 名	溫水用補給水管補修	縮 尺	図 示
図面名称	平面図	図面番号	3/4

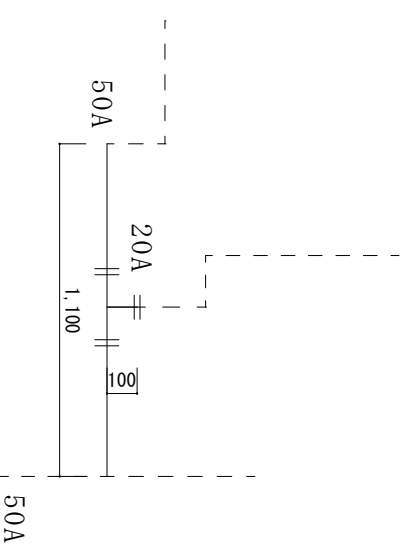
既設



E X T - 2 膨張タンク (温水用) ←

撤去
SGP50A 1.1m
SGP20A 0.1m
フレンジ20A (白10K)

新設



E X T - 2 膨張タンク (温水用) ←

新設
SGP50A 1.1m
SGP20A 0.1m
フレンジ50A (白10K)
フレンジ20A (白10K)
ALGC50A保温筒 1.1m
ALGC20A保温筒 0.1m

件名	温水用補給水配管補修	縮尺	図示
図面名称	配管図	図面番号	4/4